

おすすめ 新体験



立っ！寝る！座る！自由なボード「SUP」

かわいい子には 宿泊 体験を！

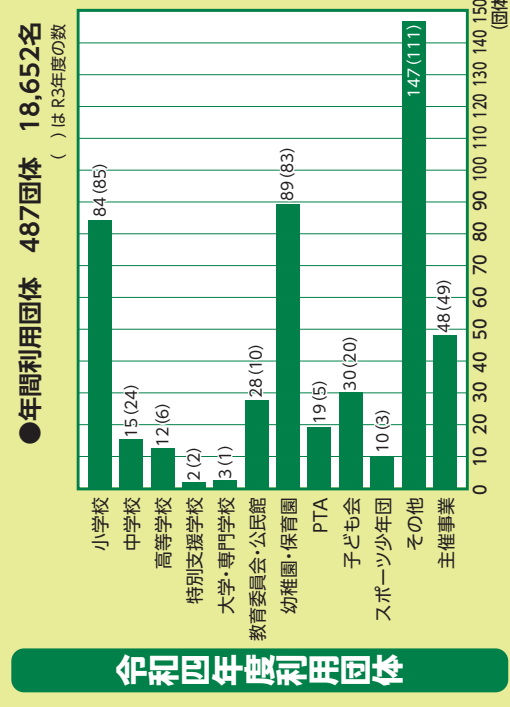
お泊まり会行事で

家族・グループで



テントにお泊まり

宿泊室にお泊まり



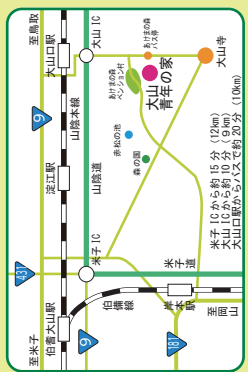
令和四年度利用団体

対象
ご家族同士・ご友人・サークル・PTA・子ども会・スポーツ少年団・部活動等の合宿・公民館活動・高齢者学校・老人クラブ・学校・幼稚園・保育園・障がい者福祉関係団体・教育委員会・企業（会議・研修）放課後等デイサービス 等

ご利用方法
前年度4月から受付
1か月前までに
10日前までに

区分	大学生以下	一般
利施設	宿泊(1泊)	無料 920円
料施設	日帰り	無料 460円
シート使用料	230円	
食事代	朝食	510円
	昼食	640円
	夕食	780円

※若少年団体（学校団体、子ども会、スポーツ等）は無料



主催事業名	期日	対象・定員
春の体験満開 フェスティバル	4月30日(日)	どなたでも参加可・事前登録
ファミリーエンジョイ カヌー	① 5月20日(土) ② 5月21日(日)	小学生以上とその保護者・60名
大山ファミリー登山	5月28日(日)	小学校4年生以上とその保護者・50名
はじめての冒険(低学年)	① 6月10日(土)～11日(日) ② 6月24日(土)～25日(日)	小学1～2年生・42名
はじめてのキャンプ 生涯学習実践道場(七夕学校)	7月 8日(土)～9日(日)	未就学児(年少～年長)とその保護者 成人・100名
だいせんキャンプ(不登校対策)	7月14日(金)	成人・100名
海天之星を見よう会 夏・秋・臨時	① 7月12日(水) ② 2月 1日(木)～2日(金) 夏 8月12日(土) 秋 11月18日(土) 臨時 星空観望会は臨時	不登校や学校を休みがちなお小中学生
大山青春サミット	8月26日(土)～27日(日)	成人30名・青年団交流事業
大山わくわく探検隊	9月16日(土)～18日(月)	小学校5年生～中・高校生・36名
うさぎさ自然塾(一人親家庭支援)	9月23日(土)～24日(日)	一人親家庭・15家族
青年の家 秋の感謝祭・前泊	10月14日(土)～15日(日)	どなたでも参加可・24家族
青年の家 秋の感謝祭	10月15日(日)	どなたでも参加可・事前登録
モノクرافト	① 12月 2日(土) ② 12月 9日(土) ③ 12月16日(土)	対象は活動内容による・20名程度
ファミリーエンジョイスキー いまいさ先生体験会	1月20日(土)	小学校1～3年生とその保護者・100名
スノーシュー・歩くスキーのつどい	2月 3日(土)～4日(日)	教育関係者・30名
スキーハイキング	2月10日(土)～11日(日)	成人・40名
	① 2月10日(土) ② 2月11日(日)	小学3年生以上の家族や団体・50名

令和5年度 大山青年の家 主催事業予定

令和5年度版 大山青年の家 大山だより

44号



鳥取県立大山青年の家

〒689-3319 鳥取県西伯郡大山町赤松明間原 312-1
 指定管理者 (公財) 鳥取県教育文化財団
<http://kyobun-zaidan.sakura.ne.jp/>
 電話 0859-53-8030
 FAX 0859-53-8265
 URL <https://www.pref.tottori.lg.jp/daisenseinen/>
 E-mail daisen_seinen@pref.tottori.lg.jp



主催事業は、内容変更・延期または中止することがあります。
 各主催事業の詳細は、開催日の1ヶ月前ころにホームページ等でお知らせします。

活動案内

大山青年の家の敷地内だけでなく、周辺の広いエリアで様々な自然体験活動や文化活動を行うことができます。
四季を通してもたまたまされる大山の豊かな恵みを子どもも大人も体いっぱい感じてみてください。

【屋内】バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、ドッジボール、ドッジビー、各種ニュースポーツ、キャンパスサービス、レクリエーション等
【研修室】ポッチャチャ等の各種ニュースポーツ、カブクラフト、レクリエーション、学習、研修、講演会等

【屋外 (SUPは令和4年度からの新しい活動です)】野外炊事、キャンプファイヤー、オリエンテーリング (読解きも可)、秋鳥つば、やまびこ体験、ナイチヤンゲーム、肝試し、テント設営、キャンプ体験、草木染め、クラウンズ作り、スラックライン、おやつ作り、スキー、ソリ・雪遊び等
【周辺施設】カヌー、SUP、登山 (大山・孝霊山)、沢登り、谷川探検、多クスキー等

子どもたちに、そして大人たちに自然体験の機会を

子ども会行事 **人気NO1 谷川探検**……〈6～9月〉
子ども会のうち12団体が実施 (R4年度実績)



小学校低学年を中心に親子で楽しめます。
PTA行事 **人気NO1 オリエンテーリング**〈通年〉
PTA団体のうち6団体が実施 (R4年度実績)



読解きオリエンテーリングもあります。

小学校の校外 (宿泊) 研修の **人気NO1・2 カヌー**……〈5～10月〉
野外炊事……〈4～11月〉
小学校のうちカヌー33団体、野外炊事23団体が実施 (R4年度実績)



成人対象の公民館講座で人気の活動
野草解説……〈4～10月〉
ウォーキング (大山散策)……〈4～11月〉
成人対象講座の野草解説7団体、ウォーキング5団体が実施 (R4年度実績)



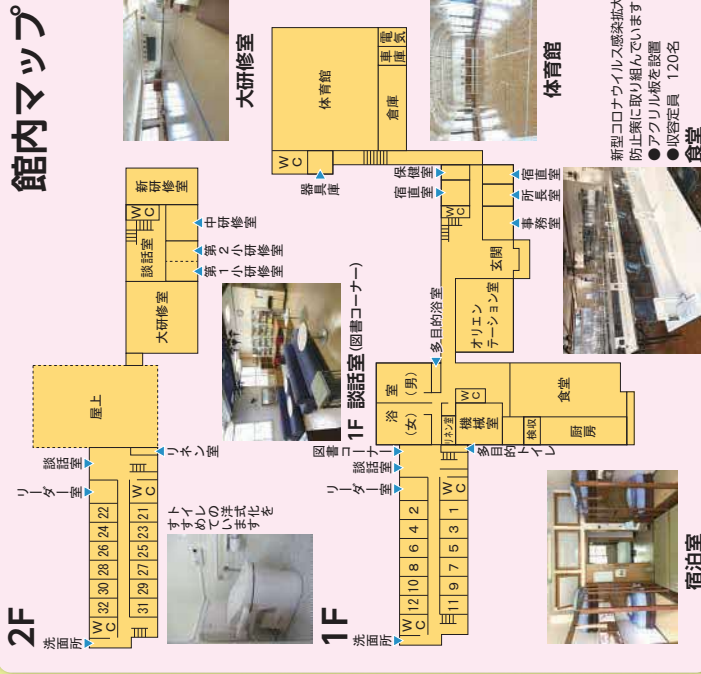
大山青年の家では、他にもたくさんの方の活動プログラムがあります。写真とともに紹介していますので、ぜひご覧ください。



施設案内



館内マップ



新型コロナウイルス感染症拡大防止策に取組んでいます。
●アクリル板を設置
●収容定員 120名
●食堂

資料 2

大山青年の家利用者数の実績

1 令和元年度（平成31年度）

月別	開所日数	利用者数（名）		
	（日）	学生以下	一般	合計
4月	27	2,437	735	3,172
5月	22	3,823	986	4,809
6月	27	3,456	903	4,359
7月	26	2,449	1,097	3,546
8月	23	2,294	1,092	3,386
9月	27	2,242	862	3,104
10月	27	1,607	950	2,557
11月	27	1,095	732	1,827
12月	23	216	128	344
1月	23	788	284	1,072
2月	24	1,798	907	2,705
3月	7	174	47	221
計	283	22,379	8,723	31,102

2 令和2年度

月別	開所日数	利用者数（名）		
	（日）	学生以下	一般	合計
4月	12	109	52	161
5月	14	93	27	120
6月	25	366	144	510
7月	27	1,134	607	1,741
8月	25	784	518	1,302
9月	27	2,251	502	2,753
10月	29	3,211	652	3,863
11月	25	913	435	1,348
12月	24	212	134	346
1月	24	1,105	547	1,652
2月	23	1,440	575	2,015
3月	26	291	148	439
計	281	11,909	4,341	16,250

3 令和3年度

月別	開所日数	利用者数（名）		
	（日）	学生以下	一般	合計
4月	27	1,170	258	1,428
5月	25	1,561	379	1,940
6月	29	2,157	419	2,576
7月	27	803	515	1,318
8月	23	631	370	1,001
9月	28	1,444	482	1,926
10月	28	1,979	739	2,718
11月	25	1,217	516	1,733
12月	24	465	297	762
1月	24	413	127	540
2月	23	322	166	488
3月	27	153	69	222
計	310	12,315	4,337	16,652

4 令和4年度

月別	開所日数	利用者数（名）		
	（日）	学生以下	一般	合計
4月	26	797	164	961
5月	24	1,516	378	1,894
6月	28	2,246	508	2,754
7月	28	1,258	562	1,820
8月	23	804	412	1,216
9月	26	1,492	629	2,121
10月	26	1,852	818	2,670
11月	27	770	457	1,227
12月	24	391	211	602
1月	24	795	318	1,113
2月	23	1,355	569	1,924
3月	26	231	177	408
計	305	13,507	5,203	18,710

資料 3

大山青年の家の収支状況

(千円)

区分	H30実績	R 3 実績	R 4 実績	R5計画	R 6 積算※	備考
収入	39,081	42,136	43,348	40,882	40,938	
シーツ料収入	1,413	455	629	1,300	1,496	
体験活動経費収入	567	120	143	330	711	
雑費収入等	262	250	155			
県指定管理料	36,839	41,311	42,421	39,252	38,731	
支出	38,846	41,146	42,559	40,882	40,938	
管理費	38,846	41,146	42,559	40,882	40,938	
職員人件費・共済費	10,368	11,442	11,583	11,593	16,764	
賃金	1	0				
旅費	351	210	176	385		
報償費	888	477	583	774		
消耗品費	2,943	3,801	5,598	1,868		
食糧費	521	137	78	331		
印刷製本費	272	194	170	300		
光熱水費	4,376	3,080	2,533	5,029	545	R6光熱費は別途加算
修繕費	300	759	501	500	376	
役務費	1,760	1,477	1,618	1,308		
委託料	13,485	16,841	16,794	14,351	7,566	
使用料及び賃借料	2,703	1,463	1,713	2,270		
負担金	31	30	30	27		
公課費	843	1,233	1,180	1,146		
その他の経費	4	2	2	1,000	15,687	
収支差額	235	990	789	0	0	

※「R6積算」の指定管理料収入は、次期指定管理期間（R6～10年度）の予算総額の単年度割り戻し額。
（補足）

- 令和3年度の県指定管理料には、新型コロナウイルス感染症による給食会の減収補填3,068千円を含む。
- 令和4年度の県指定管理料には、新型コロナウイルス感染症による給食会の減収補填3,169千円を含む。

資料 4

鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例

昭和 52 年 3 月 30 日

鳥取県条例第 7 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 244 条の 2 第 1 項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 30 条の規定に基づき、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及びその管理に関する事項について定めることを目的とする。

(設置)

第 2 条 鳥取県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。

名称	位置	設置目的
鳥取県立大山青年の家	西伯郡大山町	集団宿泊訓練を通じて青少年の健全な育成を図るものとする。
鳥取県立船上山少年自然の家	東伯郡琴浦町	自然に親しませ、自然の中での集団宿泊訓練を通じて少年の健全な育成を図るものとする。

(昭 53 条例 24・昭 55 条例 16・平 10 条例 7・平 16 条例 33・一部改正)

(所掌事務)

第 3 条 青少年社会教育施設においては、次に掲げる事務を行う。

鳥取県立大山青年の家	(1) 青少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 青少年の野外活動に関すること。 (3) 青少年及び青少年指導者の研修に関すること。 (4) その他青少年の健全な育成に関すること。
鳥取県立船上山少年自然の家	(1) 少年の集団宿泊訓練に関すること。 (2) 少年の野外活動並びに自然観察及び自然探究に関すること。 (3) 少年指導者の研修に関すること。 (4) その他少年の健全な育成に関すること。

2 青少年社会教育施設は、前項に規定する事務に支障がない場合は、一般人に利用させることができる。
(平 27 条例 38・追加)

(職員)

第 4 条 青少年社会教育施設に、所長その他の所要の職員を置く。

(平 27 条例 38・旧第 3 条繰下・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 5 条 教育委員会は、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項の規定に基づき、法人その他の団体であって教育委員会が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に次に掲げる業務を行わせるものとする。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備の維持管理に関する業務
- (2) 第 13 条の規定による使用料の徴収に関する業務

- (3) 第 3 条第 1 項に規定する事務を補助する業務

- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する業務のうち教育委員会が別に定めるもの

(平 27 条例 38・追加)

(指定管理者の管理の期間)

第 6 条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、指定管理者の指定を受けた日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日(当該指定を受けた日が 4 月 1 日である場合は、同日)から 5 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(平 27 条例 38・追加、平 30 条例 36・一部改正)

(指定管理者の選定基準)

第 7 条 教育委員会は、鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例(平成 16 年鳥取県条例第 67 号)第 5 条の規定にかかわらず、次に掲げる基準によって指定管理者の候補者を選定するものとする。

- (1) 第 5 条に規定する業務の事業計画書の内容が、青少年社会教育施設の効用を最大限に発揮させるとともに、当該業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (2) 第 5 条に規定する業務を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。
- (3) 教育委員会が行う事業に積極的に協力する者であること。
- (4) その他教育委員会が第 2 条に規定する目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項

(平 27 条例 38・追加)

(休所日)

第 8 条 青少年社会教育施設の休所日は、次のとおりとする。

- (1) 月曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する国民の祝日(その日が日曜日又は土曜日である場合を除く。)
- (3) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び 12 月 29 日から同月 31 日までの日

2 教育委員会は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、臨時に休所し、又は休所日に開所することができる。

(平 27 条例 38・追加)

(利用の許可)

第 9 条 青少年社会教育施設を利用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、その利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可(以下「利用許可」という。)をしないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれがあると認められるとき。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

3 教育委員会は、青少年社会教育施設の管理上必要があると認めるときは、利用許可に条件を付することができる。

(平 22 条例 3・一部改正、平 27 条例 38・旧第 5 条繰下・一部改正)

(行為の制限等)

第 10 条 青少年社会教育施設においては、次の行為をしてはならない。

- (1) 青少年社会教育施設の施設設備を毀損し、若しくは汚損し、又はそのおそれのある行為をすること。
- (2) 所定の場所以外の場所において喫煙し、又は飲食をすること。
- (3) 青少年社会教育施設の風紀を乱し、若しくは他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれのある行為をすること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をすること。

2 教育委員会は、前項の規定に違反し、又はそのおそれのある者に対しては、青少年社会教育施設への入館を拒み、又は青少年社会教育施設からの退去を命ずることができる。

(平 27 条例 38・追加)

(措置命令)

第 11 条 教育委員会は、青少年社会教育施設の適正な管理運営を図るため必要があると認めるときは、利用許可を受けた者(以下「利用者」という。)に対し、必要な措置を命ずることができる。

(平 27 条例 38・追加)

(利用許可の取消し)

第 12 条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用許可を取り消すことができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく処分に違反したとき。
- (2) 利用許可を受けた利用目的以外の目的に利用し、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 利用許可の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正の行為により利用許可を受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、青少年社会教育施設の管理運営に支障がある行為をし、又はそのおそれがあるとき。

(平 27 条例 38・追加)

(使用料の徴収)

第 13 条 青少年社会教育施設の利用については、別表に定めるところにより、使用料を徴収する。

2 指定管理者は、規則で定める特別の理由があるときは、使用料を減免するものとする。

(平 27 条例 38・旧第 6 条繰下・一部改正)

(権限の委任)

第 14 条 第 8 条から第 12 条までに規定する教育委員会の権限は、所長に委任する。

(平 27 条例 38・追加)

(教育委員会規則への委任)

第 15 条 この条例に定めるもののほか、青少年社会教育施設の管理に関する事項は、教育委員会規則で定める。

(平 17 条例 61・旧第 8 条繰上、平 27 条例 38・旧第 7 条繰下)

附 則

- 1 この条例は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 鳥取県立青年の家の設置及び使用料に関する条例(昭和 37 年 7 月鳥取県条例第 35 号)は、廃止する。

附 則(昭和 53 年条例第 24 号)

この条例は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年条例第 16 号)

この条例は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年条例第 16 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 59 年条例第 11 号)抄

この条例は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年条例第 24 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 62 年条例第 16 号)

この条例は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年条例第 16 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

附 則(平成4年条例第14号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年条例第11号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成10年条例第7号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年条例第11号)抄

この条例は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成14年条例第39号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第33号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第1条、第5条、第8条、第11条、第12条及び第14条の改正は、同年9月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第43号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年条例第61号)

この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成22年条例第3号)

この条例は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第13号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条を加える改正規定並びに第6条第2項及び別表の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例第5条の規定による教育委員会の指定を受けた者が同条に規定する業務を行う期間については、なお従前の例による。

附 則(平成31年条例第12号)抄

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(平31条例22・一部改正)

附 則(平成31年条例第22号)

この条例は、元号を改める政令(平成31年政令第143号)の施行の日から施行する。

(施行の日=令和元年5月1日)

別表(第13条関係)

(昭53条例24・昭55条例16・昭58条例16・昭59条例11・昭61条例24・昭62条例16・平元条例16・平4条例14・平8条例12・平9条例11・平11条例11・平14条例39・平17条例43・平26条例13・平27条

例 38・平 31 条例 12・一部改正)

区分	金額	
	宿泊する場合	宿泊しない場合
一般人	1 人 1 泊につき 920 円	1 人 1 日につき 460 円

資料 5

鳥取県立大山青年の家の管理運営に関する規則

昭和 52 年 3 月 30 日
鳥取県教育委員会規則第 3 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鳥取県立青少年社会教育施設の設置及び管理に関する条例(昭和 52 年鳥取県条例第 7 号)の規定に基づき、鳥取県立大山青年の家(以下「青年の家」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(昭 53 教委規則 7・昭 55 教委規則 7・平 22 教委規則 6・一部改正)

(職員の種類及び職)

第 2 条 青年の家の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。以下同じ。)の種類は、事務職員とする。

2 青年の家の職員の職は、所長、次長、係長、指導主事、社会教育主事、専門指導員及び主事とする。

(昭 53 教委規則 7・旧第 4 条繰下・一部改正、昭 55 教委規則 7・昭 56 教委規則 3・平 14 教委規則 16・平 18 教委規則 1・一部改正、平 25 教委規則 1・旧第 5 条繰上・一部改正、平 27 教委規則 5・旧第 4 条繰上、平 28 教委規則 2・令 2 教委規則 1・一部改正)

(職員の分担事務)

第 3 条 職員の分担事務は、所長が定める。

2 所長は、職員の分担事務を定めたときは、これを教育長に報告しなければならない。

(昭 53 教委規則 7・旧第 5 条繰下、平 25 教委規則 1・旧第 6 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 5 条繰上)

(利用の申込み等)

第 4 条 青年の家を利用しようとする者は、様式第 1 号による利用申込書に集団宿泊訓練又は研修の計画を記載した書面を添えて、利用しようとする日の 10 日前までに、所長に提出しなければならない。

2 所長は、青年の家の利用の許可をしたときは、様式第 2 号によりその申込者に通知しなければならない。

3 青年の家の利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、その許可に係る事項に変更が生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(昭 53 教委規則 7・旧第 7 条繰下、平 12 教委規則 1・一部改正、平 25 教委規則 1・旧第 8 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 7 条繰上・一部改正)

(事故の発生の届出)

第 5 条 利用者は、青年の家の利用に際し事故が生じたときは、直ちに、その旨を所長に届け出なければならない。

(昭 53 教委規則 7・旧第 11 条繰下、平 25 教委規則 1・旧第 12 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 11 条繰上・一部改正)

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、青年の家の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

(昭 53 教委規則 7・旧第 13 条繰下、平 25 教委規則 1・旧第 14 条繰上、平 27 教委規則 5・旧第 13 条繰上・旧第 7 条繰上)

附 則

1 この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

2 鳥取県立青年の家の管理運営に関する規則(昭和 37 年 9 月鳥取県教育委員会規則第 6 号)は、廃止する。

附 則(昭和 53 年教委規則第 7 号)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年教委規則第 7 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年教委規則第 3 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成元年教委規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年教委規則第 13 号)

この規則は、平成 7 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 5 号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 8 年教委規則第 13 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年教委規則第 1 号)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、この規則による改正後の規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成 14 年教委規則第 16 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年教委規則第 14 号)

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 18 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 2 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年教委規則第 6 号)

(施行期日)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に作成されている用紙は、各条の規定による改正後のそれぞれの規則の規定にかかわらず、当分の間、所要の調整をした上で使用することができる。

附 則(平成 22 年教委規則第 7 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年教委規則第 1 号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 26 年教委規則第 6 号)

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年教委規則第 5 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条及び第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則の一部改正)

2 日本の国籍を有しない者を任用することができない職の範囲を定める規則(平成 12 年鳥取県教育委員会規則第 5 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 28 年教委規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 2 年教委規則第 1 号)抄

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号(第 4 条関係)

略

(昭 53 教委規則 7・昭 55 教委規則 7・平元教委規則 9・平 8 教委規則 5・平 12 教委規則 1・平 17 教委規則 14・平 22 教委規則 6・平 22 教委規則 7・平 25 教委規則 1・平 26 教委規則 6・平 27 教委規則 5・一部改正)

様式第 2 号(第 4 条関係)

略

(平 12 教委規則 1・全改、平 17 教委規則 14・平 25 教委規則 1・平 26 教委規則 6・平 27 教委規則 5・一部改正)

資料 6

県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免に関する規則

昭和 52 年 3 月 30 日

鳥取県規則第 15 号

(目的)

第 1 条 この規則は、鳥取県立学校(以下「県立学校」という。)の授業料(通信制の課程にあつては、受講料。以下同じ。)、入学料及び入学選抜手数料(以下「授業料等」という。)並びに鳥取県立博物館及び鳥取県立青少年社会教育施設(以下「社会教育施設」という。)の使用料の減免に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(昭 54 規則 67・昭 55 規則 48・昭 56 規則 19・平元規則 36・平 7 規則 35・平 15 規則 7・平 17 規則 63・平 17 規則 85・平 17 規則 113・一部改正)

(授業料等及び使用料の減免)

第 2 条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免は、次の表の中欄に掲げる授業料等又は使用料について行うものとし、当該授業料等又は使用料の減免を行うことができる場合は、それぞれ同表の右欄に定める事由に該当する場合とする。

区分	授業料等又は使用料	減免事由
県立学校	授業料	1 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成 22 年法律第 18 号)第 3 条第 1 項に規定する就学支援金の支給を受ける者を除く。)が次のいずれかに該当するとき。 (1) 高等学校等就学支援金の支給に関する法律第 3 条第 2 項第 3 号に掲げる者に該当しないとき。 (2) 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。 (3) 保護者等の疾病、障がい又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。 (4) 通学又は下宿等(通学が困難であるためにする場合に限る。)に要する費用の多額の負担により授業料の支弁が困難であると認められるとき。 (5) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。 2 授業料の滞納により退学の処分を受けた者が次のいずれかに該当するとき。 (1) 1 の(2)から(4)までのいずれかに該当するとき。 (2) 保護者等が破産手続開始の決定を受けている場合その他授業料の支弁が困難であると認められるとき。 (3) その他減免する必要があると認められるとき。
	入学料及び入学選抜手数料	火災、風水害等の非常災害により入学料及び入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。
鳥取県立博物館	通常展示の入館料及び特別展示の入館料	1 幼児、児童、生徒又は学生(以下「学生等」という。)の引率者が教育課程に基づく教育活動として観覧するとき。 2 身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を

		<p>受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他知事が定める基準に該当する心身に障がい有する者(以下「障がい者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>3 難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第 7 条第 4 項の規定による医療受給者証の交付を受けた者(以下「難病患者」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>4 70 歳以上の者が観覧するとき。</p> <p>5 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者(以下「要介護者等」という。)及びその介護者が観覧するとき。</p> <p>6 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
	通常展示の入館料	特別展示その他入場料又はこれに類するものを徴収する展示を観覧する者が当該利用の日に通常展示を観覧するとき。
	展示室等使用料 (冷房若しくは暖房をしたとき、又は照明をしたときに加算すべき部分を除く。)	<p>1 芸術文化団体が芸術又は文化の振興のために行う公演、展示、講演、講習等のための催し(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>2 社会教育団体が社会教育活動として行う講習会、講演会、展示会その他の集会等(実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。)のために利用するとき。</p> <p>3 障がい者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>4 難病患者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>5 70 歳以上の者の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>6 要介護者等の社会参加を促進すると認められるとき。</p> <p>7 その他教育、学術及び文化の振興を図るため知事が特に必要があると認めるとき。</p>
	展示室等使用料	学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法第 55 条第 1 項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条第 1 項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの(以下「学校等」という。)が、学生等が行う公演、学生等の作品の展示等の文化芸術に関する行事(学年(これに相当するものとして知事が別に定めるものを含む。)単位以上の規模で行うこと、実費を超える額の入場料又はこれに類するものを徴収しないことその他の知事が別に定める要件に該当するものに限る。)のために利用するとき。
鳥取県立大山青年の家	施設使用料	1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。

		2 市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき。 3 障がい者及びその介護者が利用するとき。 4 難病患者及びその介護者が利用するとき。 5 要介護者等及びその介護者が利用するとき。 6 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたとき。
鳥取県立船上山少年自然の家	施設使用料	1 学校等がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき。 2 市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき。 3 障がい者及びその介護者が利用するとき。 4 難病患者及びその介護者が利用するとき。 5 要介護者等及びその介護者が利用するとき。 6 その他青少年の健全な育成を図るため知事が特に必要があると認めたとき。

(昭 53 規則 58・昭 54 規則 67・昭 55 規則 7・昭 55 規則 48・昭 56 規則 19・昭 57 規則 37・昭 57 規則 48・昭 58 規則 54・昭 61 規則 33・昭 62 規則 43・平元規則 36・平 5 規則 36・平 7 規則 35・平 7 規則 58・平 8 規則 5・平 8 規則 47・平 10 規則 11・平 12 規則 22・平 12 規則 88・平 13 規則 39・平 13 規則 77・平 14 規則 53・平 15 規則 7・平 15 規則 47・平 16 規則 12・平 16 規則 47・平 17 規則 37・平 17 規則 63・平 17 規則 85・平 17 規則 113・平 19 規則 94・平 26 規則 32・平 26 規則 53・平 29 規則 26・平 30 規則 51・一部改正)

(減免の申請手続等)

第 3 条 県立学校の授業料等及び社会教育施設の使用料の減免の申請手続その他必要な事項は、別に定める。

(昭 55 規則 48・平 7 規則 35・平 17 規則 113・一部改正)

附 則

この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 53 年規則第 58 号)

この規則は、昭和 53 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 54 年規則第 67 号)

この規則は、昭和 54 年 12 月 15 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 7 号)

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 55 年規則第 48 号)

この規則は、昭和 55 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 56 年規則第 19 号)

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 37 号)

この規則は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 57 年規則第 48 号)

この規則は、昭和 57 年 10 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 58 年規則第 54 号)

この規則は、昭和 58 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(昭和 61 年規則第 33 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 62 年規則第 43 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年規則第 36 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年規則第 36 号)

この規則は、平成 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年規則第 35 号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則(平成7年規則第58号)

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第5号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成8年規則第47号)

この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則(平成10年規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第22号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第88号)

この規則は、平成12年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、同年10月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第39号)

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第77号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年規則第53号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第7号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成15年規則第47号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第12号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成16年規則第47号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第37号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第63号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第85号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第113号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第94号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成26年規則第32号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年規則第53号)抄

(施行期日)

第1条 この規則は、条例の施行の日から施行する。

(施行の日=平成27年4月1日)

附 則(平成29年規則第26号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年規則第51号)

この規則は、平成30年7月1日から施行する。

資料 7

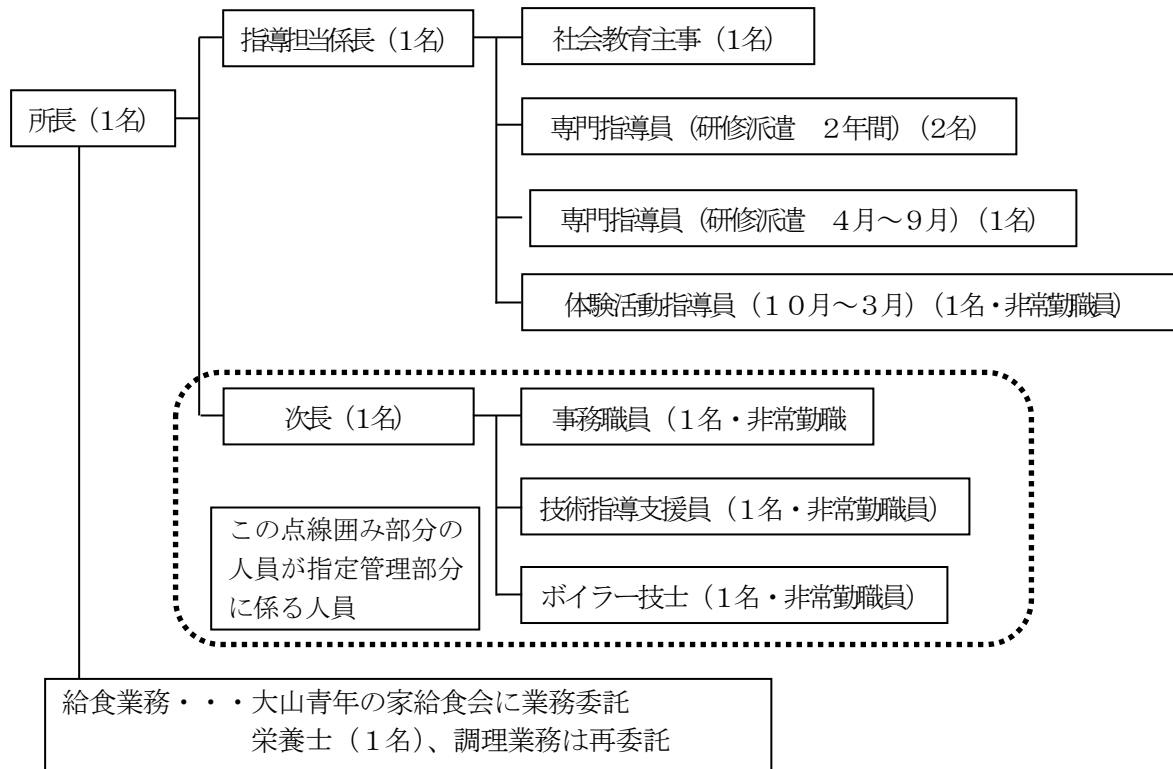
鳥取県立青少年社会教育施設における施設使用料減免の取扱い

区分			減免率と該当者の例示		利用団体の例示	
			主催者・指導者	講師等		
学校等（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第55条第1項の規定により指定された技能教育のための施設若しくは児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する保育所若しくは幼保連携型認定こども園又は教育に関する活動を行う団体であって知事が別に定める基準に該当するもの）がその指導計画に基づき行う集団宿泊訓練等のために利用するとき			引率教員 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	大学、短期大学、高等専門学校（4年制）、専修学校（一般課程、専門課程）、農業大学校、高等学校、特別支援学校	
市町村が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき			主催課職員 引率教員 10/10	受講者 ボランティア 外部講師 10/10	小・中学校 市町村教育委員会	
県又は県教育委員会が行う青少年教育に関する研修のために利用するとき			担当課職員 10/10	受講者 ボランティア 外部講師 10/10	社会教育課 教育センター	
その他青少年の健全育成を目的として利用するとき	指導者養成のため利用	少年団体	主催者 1/2	受講者 外部講師等 1/2	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団	
		その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	主催者 1/2	受講者 外部講師等 1/2	P T A、保護者の会、青年団	
		その他の団体の利用	0	0	婦人会	
	青少年を引率しての利用	宿泊利用の場合	少年団体	引率者 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
			その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	引率者 勤労青年 在学青年 0	ボランティア 外部講師等 10/10	P T A、保護者の会、青年団
			その他の団体の利用	0	0	婦人会
	日帰り利用の場合	少年団体	少年団体	引率者 10/10	ボランティア 外部講師 10/10	子ども会、ボーイスカウト、ガールスカウト、スポーツ少年団
			その他青少年の健全育成を主たる目的として設立されている団体の利用	引率者 勤労青年 在学青年 0	ボランティア 外部講師等 10/10	P T A、保護者の会、青年団
			その他の団体の利用	0	0	婦人会

<p>身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者、その他知事が定める基準に該当する心身に障がいをもつ者（以下「障がい者」という。）の社会参加を促進すると認められるとき</p>	<p>障がい者及び これらの者の介護者 10/10</p> <p>上記以外 0</p>	
<p>難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律愛50号）第7条第4項の規定による医療受給者証の交付を受けた者（以下「難病患者」という。）の社会参加を促進すると認められるとき</p>	<p>難病患者及び これらの者の介護者 10/10</p> <p>上記以外 0</p>	
<p>介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定又は要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）の社会参加を促進すると認められるとき</p>	<p>要介護者等及び これらの者の介護者 10/10</p> <p>上記以外 0</p>	
<p>その他所長が特に減免の必要があると認め、教育長がこれを承認した研修のため利用するとき</p>	<p>0</p>	<p>10/10 又は 1/2</p>

資料8

大山青年の家における現状の職員体制



職名	身分	職員数	分担事務	保有資格
所長	正規職員	1名	施設の総括、人事管理	2級ボイラー技士
指導担当係長	正規職員	1名	指導に関する事務の総括、指導員の研修、主催事業の立案・運営、野外活動における安全管理、指導員の勤務割振り	2級ボイラー技士
社会教育主事	正規職員	1名	利用者の受け入れ準備、事前指導、研修計画に対する相談、入所中の指導、給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
専門指導員 (研修・2年)	正規職員	2名	利用者の受け入れ準備、事前指導、研修計画に対する相談、入所中の指導、給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	社会教育士
専門指導員 (研修・半年)	正規職員	1名	利用者の受け入れ準備、事前指導、研修計画に対する相談、入所中の指導、給食数の調整等給食会との連絡調整、主催事業の運営	
体験活動指導員 (半年)	非常勤職員	1名	入所中の指導及びそれに伴う補助業務	
次長	正規職員	1名	施設設備の維持管理、郵券の管理、各種調査の回答、外部機関との連絡調整	甲種防火管理者、陸上特殊無線3級
事務職員	非常勤職員	1名	利用者の受付・案内・許可、使用料の徴収・減免、文書等の收受・発送、利用状況等のデータ整理、各種経費の支払い	
技術指導支援員	非常勤職員	1名	施設設備の維持管理、利用者に対する指導の助手、危険物の取扱・保安管理、指導員への知識提供・技術指導、技術指導支援員・ボイラー技士の勤務割振り	危険物取扱者(乙種第四類)、1級ボイラー技士、陸上特殊無線2級
ボイラー技士	非常勤職員	1名	施設設備の維持管理、利用者に対する指導の助手、危険物の取扱・保安管理	危険物取扱者(乙種第四類)、2級ボイラー技士

資料9

職員勤務の例

※現状の体制に応じたあくまで一例です。

休所日 月曜日及び祝日 年末年始
 職員の休暇 週休2日（ローテーション勤務）

	8:30	10:00	11:00	12:00	13:00	14:00	15:00	16:30	17:15	18:00	19:00	20:00	21:00	22:00～6:00	6:00～8:30
所長	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
指導担当係長	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
社会教育主事					■	■	■	■	■	■	■	■	■	宿直業務	
専門指導員	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
専門指導員	休暇														
専門指導員	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
次長	■	■	■	■	■	■	■	■	■						
事務職員	■	■	■	■	■	■	■								
技術指導支援員	■	■	■	■	■	■	■								■
ボイラー技士								■	■	■	■	■	■		
警備員									■	■	■	■	■	■	■

勤務割振り表 (例)																																	
職名	日	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30		
	曜	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
所長 (県)	○			○	○	○	○	○			○	○		○	○			○	○	○	○		年			○	○	○	○	○			
指導担当係長 (県)	○				○	○	○				○	宿	○	○	○	○			○	○	○	○				○	○	宿	宿	○			
社会教育主事 (県)	○		○	宿	○		○				○	○	宿	○	○				○	○	○	○	○				○	年	宿	○			
専門指導員 (県)	○			○	宿	○	○	○				○	○	○	○	○			宿	○	○	○	○			宿	○		宿	○			
専門指導員 (県)	○				○	○	○	○				○	○	○	○	○		宿	○	○	○	○			○	○	宿	○	○	○			
専門指導員 (県)	○			○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	宿	○	○	○					○	○	○			
次長	○			○	○	○	○	○				○	○		○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○		
事務職員	○				年	○	○				○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○					○	○	○			
技術指導員	早	6			5	6	6	6						6	5	6				5	6	6	6								6		
	遅										6	6	6													6	6	5	6				
ボイラー技士	早	6				5	6	6				6	6	6	5							6	5	6				6	5	6	6		
	遅				6	6												6	6	6													
警備員	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
利用申込団体数 (想定) ※申込日を挙げているため5日の1泊2団体は翌日6日の利用もある	日帰り2団体	休所日	申込なし	1泊1団体	1泊1団体		日帰り4団体	日帰り3団体	休所日	1泊1団体	1泊1団体	1泊2日1団体	1泊2日1団体	1泊2日1団体	1泊2日1団体	1泊2日1団体	休所日	2泊1団体	1泊1団体	日帰り1団体	日帰り1団体	日帰り4団体	日帰り3団体	休所日	日帰り1団体	1泊1団体	1泊1団体	日帰り1団体	1泊1団体	1泊1団体	1泊2日1団体	申込なし	休所日

※“○”は出勤日、“宿”は宿直、“年”は年休

※技術指導支援員・ボイラー技士の“6”及び“5”は勤務時間

大山青年の家における外部委託及び賃貸借の状況

1 委託契約（複数年度） （金額単位：千円）

番号	項目	契約総額	契約期間
1	浄化槽維持管理業務委託	2, 580	H31. 4. 1～R6. 3. 31
2	清掃業務委託	4, 110	R3. 4. 1～R6. 3. 31
3	自家用電気工作物保安管理業務委託	712	H31. 4. 1～R6. 3. 31
4	常駐警備業務委託	22, 860	H31. 4. 1～R6. 3. 31
5	消防用設備点検業務委託	1, 110	H31. 4. 1～R6. 3. 31
6	空気環境測定・昆虫薬剤駆除委託	924	R2. 4. 1～R6. 3. 31
7	建築物環境衛生管理業務委託	686	R2. 4. 1～R6. 3. 31
8	給食業務	40, 478	H31. 4. 1～R6. 3. 31

2 委託契約（単年度：令和4年度実績） （金額単位：千円）

番号	項目	契約金額	契約期間
1	カヌー体験指導	50	R4. 5. 21～R4. 5. 22
2	産業廃棄物処理委託	51	R4. 10. 25～R5. 3. 31
3	構内除雪業務委託	時間単価： 昼 26,290 円 夜 27,500 円	R4. 12. 1～R5. 3. 31
4	布団一式洗濯	407	R5. 2. 7

3 賃貸借契約

番号	項目	年額（円）	契約期間
1	印刷機賃貸借及び保守	88,440	H31. 4. 1～R6. 3. 31
2	パソコン／プリンター賃貸借	110,160	H31. 4. 1～R6. 3. 31
3	シュレッダーの賃貸借	34,992	H30. 5. 1～R5. 4. 30
4	電話設備賃貸借	237,600	R1. 5. 1～R6. 4. 30
5	清掃用モップ賃貸借	64,032	R3. 4. 1～R6. 3. 31
6	会計システム等賃貸借	242,000	R3. 6. 1～R6. 3. 31
7	シーツ	単価 230 円/枚	R4. 4. 1～R6. 3. 31

※長期契約及び令和4年度の単発ものについて記載

資料 1 1

大山青年の家修繕実績（R 2～R 4）

※指定管理者が実施したもの

年度	修繕内容	実績額（円）
R 2	モア修理	10,010
	公用車点検	14,850
	丸ノコ修繕	21,671
	防火戸修繕	84,150
	多目的トイレ水洗ユニット交換	27,500
	まな板殺菌器	3,740
	ロータリーモアブレード修理	30,371
	ボイラー配管修理（女性トイレ）	30,000
	厨房グリストラップ清掃	69,300
	軽トラックエンジン調整	40,601
	除雪機修繕	59,994
	厨房回転釜ガス管修繕	46,200
	ボイラー配管修理	71,500
	R 2年度 計	
R 3	窓ガラス修繕	40,920
	チェーンソー修理	42,350
	浴室シャワーヘッド交換	49,401
	ボイラータイムスイッチ	33,000
	男子浴室手洗い排水、野外水道管修繕	55,000
	防火扉修繕	27,500
	ボイラー膨張タンク清掃点検	22,000
	公用車車検	67,078
	食堂手洗い修理	46,200
	該当損傷応急措置	33,000
	ガラス窓修繕	36,850
	体育館女子トイレ電灯センサー修繕	47,300
	F A X電話回線改修	19,800
	電話録音機機能追加	33,000
	ボイラー蒸気配管改修	97,900
	厨房ガス代五徳交換	40,370
	管理棟 1 階煙感知器交換	24,200
	非常放送設備点検修理	16,500
	ボイラー蒸気配管修理	28,600
	水道管修繕	11,000
	2 階談話室畳表替え	74,250
レンタル機械修理	28,998	
R 3年度 計		294,001

年度	修繕内容	実績額 (円)
R 4	非常放送設備修繕	39,600
	水道修繕工事	45,100
	駐車場案内ライン引き	10,989
	防火戸修理	30,800
	枕カバー交換200枚	99,600
	玄関ドア修理	74,800
	ボイラー蒸気配管修理4号室	42,900
	女子脱衣所洗面水洗修理	3,289
	電話録音機能修理USB交換	13,200
	浄化槽調整槽フロートスイッチ取替	30,800
	管理棟2F女子トイレ手洗い排水修理	46,200
	多目的浴室手洗い混合栓交換	42,900
	男子浴室シャワー修理	46,200
	非常用発電機バッテリー交換	40,480
	R 4年度 計	

<参考：県による維持修繕工事の状況>

県がこれまで実施、又は今後実施予定の主な維持修繕工事は下表のとおりです。

なお、令和6年度以降の工事は予定であり、実施時期が変更になる可能性があります。

時期	工事名
平成22年度	非常用発電機更新工事
平成24年度	管理棟耐震改修工事
平成25年度	体育館耐震改修工事
令和3年度	宿泊室ほかエアコン設置工事
令和5～6年度	宿泊棟・生活棟ボイラー配管改修工事
令和6年度	照明LED化工事
	電気設備（高圧受変電盤更新）工事
令和8年度	管理棟屋根修繕工事
	給水設備（給水管類更新）工事
令和9年度	宿泊棟・生活棟屋根修繕工事
	屋外浄化槽更新工事
令和10年度	生活棟・管理棟空調設備改修工事

大山青年の家への貸付物品一覧

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額 (円)
乗用草刈機	株式会社 I S E K I アグリ 乗用モーター M 8 3 G	30.9.11	401,652
牽引式ブラシスイーパー	株式会社オーレック 牽引式スイーパー ヒッチセット	30.9.11	93,852
応接机	木製デコラ張 1 5 0 0 × 6 0 0 × 5 0 0	58.08.01	55,000
エアコン	日立 R P K - J 5 0 K 1	08.09.27	290,460
エアコン	ナショナル C S - B A 2 2 T	08.08.08	134,930
天体望遠鏡	ビクセン G P D 2 - V C 2 0 0 L ・ S B S	20.08.28	301,350
雷サージ対策装置	リコー I T r a p - 4 3 0 0 6 J、I T r a p - T E L 4 3 0 0 J	19.08.10	65,100
鳥取県財務会計関係法令集		12.12.03	12,285
鳥取県人事関係法令集		12.12.27	12,285
ワイヤレスアンプ	東和 W A 6 5 0 - C	04.04.01	177,430
ワイヤレスシステム	P E - W 9 1 他	13.07.17	193,515
ワイヤレスアンプ	ユニベックス W A - 8 6 2 C D A	27.02.24	187,920
演台	ウチダ M 4 0 型	08.03.15	79,145
実物投影機	エルモ L - 1 2 i	25.11.21	59,535
液晶プロジェクター	映機工業 L C - V B 4 0 D N	19.06.27	294,000
プロジェクター収納台	ウチダ S S - 9 0 P	05.04.01	131,325
応接机	木製デコラ張 1 5 0 0 × 6 0 0 × 5 0 0	58.08.01	55,000
掛図掛 (大山概念図)	(大山周辺概念図) 1 8 0 0 × 1 2 0 0 × 3 0 オリルペイント書き	54.03.31	70,000
施設案内図	ライトニウム板 1 5 0 0 × 1 2 0 0	19.03.28	136,500
演台	ウチダ M 4 0 型	08.03.15	79,145
折たたみ椅子収納台車	ライオン 5 0 脚収納	54.03.15	58,500
折たたみ椅子収納台車	ライオン 5 0 脚収納	54.03.15	58,500
スピーカー	シャープ A N - X P L 9 0	05.04.01	177,675
スピーカー	シャープ A N - X P L 9 0	05.04.01	177,675
プロジェクター収納台	ウチダ S S - 9 0 P	05.04.01	131,325
応接机	木製デコラ張 1 5 0 0 × 6 0 0 × 5 0 0	58.08.01	55,000
アコーディオン	ヤマハ Y A - 4 8	55.03.29	99,000
アコーディオン	ヤマハ Y A - 4 8	55.03.29	99,000
絵画	油絵 6 0 号額縁付「漂流」	56.09.22	1,200,000
開放式石油暖房機	サンポット(株) K B R - 1 9 0 型	18.12.21	65,100
県産木製ベンチ	○□×杉	21.03.12	50,925
県産木製ベンチ	○□×杉	21.03.12	50,925

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額 (円)
カヌー	インベーター・シューレー	08.07.12	79,207
カヌー	インベーター・シューレー	08.07.12	79,207
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
カヌー	インベーター・シューレー 〈ライトタイプ〉	09.07.03	79,044
2人乗カヌー		10.03.18	115,290
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297
カヌー	プリヨンリバーカヤック、サイクロン	10.05.15	108,297
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
カヌー	プリヨンスクール	13.09.21	61,425
2人乗カヌー	PRIJONカブリ2	15.03.06	145,000
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2 人乗り用	17.06.24	101,640
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2 人乗り用	17.06.24	101,640
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2 人乗り用	17.06.24	101,640
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2 人乗り用	17.06.24	101,640
カヌー	パーセプション社製 アケイディア2 2 人乗り用	17.06.24	101,640

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額 (円)
カヌー (2人乗り)	PRIJON カブリ2 イエロー	15.06.30	93,135
カヌー (2人乗り)	PRIJON カブリ2 イエロー	15.06.30	93,135
カヌー (2人乗り)	PRIJON カブリ2 イエロー	15.06.30	93,135
カヌー (2人乗り)	PRIJON カブリ2 イエロー	15.06.30	93,135
カヌー (2人乗り)	PRIJON カブリ2 イエロー	15.06.30	93,135
カナディアンカヌー	ノイマン オーク3 レッド	15.06.30	106,071
AED (自動体外式除細動器)	フクダ電子 ハートスタートHS1+	R1.10.17	198,000
ピアノ (アップライト)	ヤマハU300	H7.5.9	654,050
AED (自動体外式除細動器)	フクダ電子 ハートスタートHS1+	R2.5.25	198,000
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
カヤック及びパドル	①カヤック: Prijon プリオンスクールType Curve3.0 (色) イエロー ②パドル: TNP ライトカヤック (非対称ブレード) 200cm (色) レッド	R3.2.3	126,720
テント	キャンパルジャパン株式会社 ogawa ス クートDX6	R3.2.16	59,015
テント	キャンパルジャパン株式会社 ogawa ス クートDX6	R3.2.16	59,015
テント	キャンパルジャパン株式会社 ogawa ス クートDX6	R3.2.16	59,015
テント	キャンパルジャパン株式会社 ogawa ス クートDX6	R3.2.16	59,015
テント	キャンパルジャパン株式会社 ogawa ス クートDX6	R3.2.16	59,015

品名	銘柄、規格等	取得年月日	取得金額 (円)
テント	キャンパルジャパン株式会社 o g a w a ス クートDX6	R3.2.16	59,015
テント	キャンパルジャパン株式会社 o g a w a ス クートDX6	R3.2.16	59,015
テント	キャンパルジャパン株式会社 o g a w a ス クートDX6	R3.2.16	59,015
閲覧テーブル	コクヨBL-3508N	H8.3.28	120,819
絵画	初雪の大山100号	H17.3.22	1,000,000
デジタル無線機	アイコム(株) 基地局無線機IC-DU601 0S1、携帯無線機 IC-DU60S1、6 連急速充電器BC-121NA、ACアダプタ BC-157S 他	R4.3.11	574,200
SUP (サップ)	U-BOATジョイ、U-BOATジョイスUPパドル3 ピース、U-BOATジョイ用リーシュコード	R4.7.26	83,600
SUP (サップ)	U-BOATジョイ、U-BOATジョイスUPパドル3 ピース、U-BOATジョイ用リーシュコード	R4.7.26	83,600
SUP (サップ)	U-BOATジョイ、U-BOATジョイスUPパドル3 ピース、U-BOATジョイ用リーシュコード	R4.7.26	83,600
SUP (サップ)	U-BOATジョイ、U-BOATジョイスUPパドル3 ピース、U-BOATジョイ用リーシュコード	R4.7.26	83,600
SUP (サップ)	U-BOATジョイ、U-BOATジョイスUPパドル3 ピース、U-BOATジョイ用リーシュコード	R4.7.26	83,600

資料 1 3

行政財産の目的外使用許可等状況

1 行政財産の目的外使用許可状況（土地）

行政・普通財産の区分	貸付（使用許可）目的	所在地	数量又は面積	貸付（使用許可）年月日	貸付（使用）料（円）		貸付（使用許可）先 住所名 氏名	備考
					単価	本年度の貸付料		
行政財産	電気供給配電線支持物設置	西伯郡大山町赤松明間原 312-1	電柱 8 本、支線 3 条	R4. 4. 1 ～ R9. 3. 31	年額 9,680	9,680	米子市加茂町二丁目 51 中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター 所長 森脇 照夫	
	〃	〃	電柱 1 本	R3. 4. 1 ～ R8. 3. 31	年額 870	870	東京都港区海岸一丁目 7 番 1 号 ソフトバンク（株） 代表取締役社長執行役員兼 CEO 宮川 潤一	
	〃	〃	支柱線 1 本、支線 1 本	R3. 10. 1 ～ R8. 3. 31	年額 0	0	米子市加茂町二丁目 51 中国電力ネットワーク株式会社 米子ネットワークセンター 所長 森脇 照夫	
	携帯電話無線局ケーブル支持物設置	〃	電柱 1 本、ケーブル 1 条	H31. 4. 22 ～ R6. 3. 31	年額 870	870	広島市東区二葉の里三丁目 5-7 株式会社エネルギーコミュニケーションズ ソリューションズ技術本部長 安田 克彦	
計						11,420		

2 建物の利用状況

目的	所在地	数量	設置年月日	設置期間	利用料等（円）		設置者	備考
					利用料等	手数料		
清涼飲料水等自動販売機設置の用	西伯郡大山町赤松明間原 312-1	1 台	H31. 4. 1	H31. 4. 1～ R5. 3. 31	年額 19,920	31%	米子市両三柳 2887-2 ダイドーベンディングジャパン（株）	
清涼飲料水等自動販売機設置の用	〃	1 台	H31. 4. 1	H31. 4. 1～ R5. 3. 31	年額 19,920	31%	倉吉市広栄町 801-20 ネオス（株）倉吉営業所	

令和5年度大山青年の家主催事業一覧

主催事業名	期 日	対象・定員	内 容 ・ 目 的	備 考
春の体験満開フェスティバル	4月30日(日)	事前登録	春の自然と体験活動を満喫	青年の家の活動、民間・各協会連携
ファミリーエンジョイカヌー	①5月20日(土) ②5月21日(日)	小学生以上とその保護者 各60名ずつ	家族でカヌーを楽しむ	カヌー協会委託事業
大山ファミリー登山	5月28日(日)	小学校4年生以上とその保護者 50名	家族で登山を楽しむ	地元大山の魅力再確認
はじめての冒険(低学年)①②	①6月10日(土)～11日(日) ②6月24日(土)～25日(日)	小学1年生～2年生 42名	小学校低学年対象 家族と離れてキャンプに挑戦	大人気事業
はじめてのキャンプ	7月8日(土)～7月9日(日)	未就学児(年少)以上とその保護者	キャンプデビュー応援企画 未就学児からの自然体験	未就学児対象事業
生涯学習実践道場(セタ学校)	7月14日(金)	成人100名	生涯学習関係者の実践発表・研修・交流の場	西部地区社会教育協議会共催
だいせんキャンプ (不登校対策)	①7月12日(水) ②2月1日～2日	不登校や学校を休みがちな小・中学生	①カヌー ②スキー1泊 野外体験でリフレッシュ体験	不登校対策事業
満天の星を見よう会 夏・秋・臨時	夏 8月12日(土) 【パルセウス座流星群接近】 秋 11月18日(土) 【しし座流星群接近】	家族20組・星空観察会員	大山の満天の星空を家族で観察、流星群を観測したい！ 星空観察会員対象、晴れ間をねらった星空観察	星取県推進事業
大山青春サミット	8月26日(土)～27日(日)	成人30名 青年団交流事業	高校生・青年団対象自然体験活動	西部地区社会教育担当者、南部町・江府町・大山町青年団、県青年団との連携
大山わくわく探検隊	9月16日～9月18日	小学校5年生～中学生・高校生 36名	仲間とのアドベンチャー体験、 乗り越えよう！立ちのぼる壁、意識の壁	長期キャンプ主催事業
うきうき自然塾 (一人親家庭支援)	9月23日(土)～24日(日)	一人親家庭 15家族	家族でキャンプ体験。	各市町村福祉課の協力で一人親にチラシ配布
青年の家の感謝祭・前泊	10月14日(土)～15日(日)	24家族	秋の感謝祭(秋祭)前泊。家族で楽しい思い出作り	感謝祭、家族で体験活動
青年の家 秋の感謝祭	10月15日(日)	事前登録	秋の自然と体験活動を満喫	青年の家の活動、民間・各協会連携
ファミリーエンジョイスキー	1月20日(土)	小学校1～3年生とその保護者 100名	スキーデビュー応援企画。次はだいせんだ！	スキークラブ委託事業
①スノーシュー・歩くスキーの つどい ②スキーハイキング	①2月10日(土)～11日(日) ② 10日(土)・11日(日)	①成人40名 ②小学3年生以上の家族・団体 50名	歩くスキーを操り、冬山をおもいきり楽しむ。	歩くスキー啓発事業
いきいき先生体験会	2月3日(土)～4日(日)	教育関係者30名	体験活動で開かれる意識と交流	教育関係者の体験活動支援事業
施設開放事業・閑散期対応事業				
お泊まり会	①4月15日～16日 ②4月22日～23日 以後 随時 11月～12月、3月(調整中)	家族でお泊まり会 各20家庭 グループでお泊り会	家族で宿泊、体験活動、周辺の自然を活かしたクラフト	宿泊推奨企画 施設開放
モノクラフト	①12/2 ②12/9 ③12/16	家族各回20名程度	本物の材料でものづくり体験	体験活動提供、人材発掘
自然はぼくらの遊び場だ	6月頃・11月頃(調整中)	家族各回20名程度 大人編	ツリーイング、カヌー、谷川探検をはじめとした野外体験活動	野外体験活動提供
施設開放	秋：自然体験活動(10月～) 冬：そりまつり(12月～2月)	家族単位/小学校低学年、未就学児家族 / 大人対象企画	オリエンテーリング芝遊びなど/そり遊び、雪遊び/自然満喫体験	施設開放 自然体験活動の機会提供

大山青年の家給食会の概要について

1 組織

- (1) 大山町教育長を会長とする。
- (2) 給食会の事務局は大山青年の家に置き、大山青年の家所長を事務局長とする。
- (3) 大山青年の家には所長、栄養士・調理員を置き、業務を行う。
- (4) 大山青年の家所長は、会長の名を受け、業務を掌理する。

2 業務

- (1) 大山青年の家利用者に対する食事の提供
- (2) 食事の献立決定、材料購入及び調理
- (3) 利用者に対する食育の推進
- (4) その他付随する業務

3 委託料

指定管理者は、県から受ける指定管理委託料のうち下表の各年度の予算額に光熱費を加えた金額及び利用者から徴収する食事に係る経費を給食会に支払う。

なお、光熱費は物価上昇が著しい現状にあるため、今後の価格動向を踏まえて別途、設定する。

業務において要する経費が、指定管理者が給食会に支払う金額を超過しても、指定管理者及び県は原則、その差額を補填しない。

現契約 (単位：千円)

年 度	令和5年度
金 額	6, 132

(単位：千円)

年 度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
金 額	7, 292	7, 438	7, 572	7, 697	7, 830

※令和6年度以降は未契約であるため、変更の可能性がある

4 その他

現在、現指定管理者、鳥取県と大山青年の家給食会で委託契約を締結しており、令和6年度以降は、新たに指定管理者となった者と鳥取県、大山青年の家給食会と3者契約を行う。(参考：別記1 給食業務委託仕様書(現契約に係るものであり、見直しの可能性がある。))

(別記1)

鳥取県立大山青年の家給食業務委託仕様書

この仕様は、鳥取県立大山青年の家の給食業務を実施するための仕様を示すものである。

鳥取県立大山青年の家給食会（以下「給食会」という。）は、受託業務の遂行に当たり、鳥取県立大山青年の家が青少年の健全育成を図るための施設であることを十分に認識し、「食」が青少年の健全な心と身体を培い豊かな人間性を育む基礎となることを十分に認識した食事提供を行うとともに、食育基本法（平成17年法律第63号）を遵守し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。

また、県民が広く利用する公の施設であることを十分に認識し、食品衛生法（昭和22年法律第233号）等関係法令を遵守し、衛生の管理、利用者の安全その他品位及び秩序の維持を確保すること。

1 鳥取県立大山青年の家を利用する者への食事の提供

- (1) 1日の給食回数は朝、昼及び夕の3回とし、食事を提供する時間は次のとおりとする。ただし、鳥取県立大山青年の家を利用する者（以下「利用者」という。）の研修プログラムによっては前後する場合があるので、弾力的な対応を行い、できるだけ温かい献立は温かいうちに、冷たい献立は冷たいうちに利用者に提供できるように努めること。

朝食	8:00～9:00
昼食	12:00～13:00
夕食	17:30～18:30

- (2) 給食必要数は原則として3日前の正午までに鳥取県と連携して把握すること。
- (3) 1食あたりにつき利用者から徴収する食事代（以下「食事代」という。）は、次のとおりとする。利用者からの給食費の徴収は原則として、施設使用料の徴収とともに指定管理者が行い、給食会に引き渡す。

食事代 (円)	朝	昼	夕	合計
	510	640	780	1,930

- (4) 利用者から特別の要望があった場合には、(1)又は(3)の規定にかかわらずその要望に則した献立を提供するものとし、食事代は、当該食事に要した食材料費の2倍の金額を徴収するものとする。
- (5) 利用日直近の食事数の減又は食事の取り消しに係る食事代の徴収については、原則として次表のとおりとする。

3日前の正午（その日が休所日となる場合はその前日の午後5時）～前日の午後5時	食事数の減の場合は、減となる食事代の全額を徴収（変更前の食事数を提供）。 食事の取り消しの場合は食事代の半額を徴収。
前日の午後5時（その日が休所日となる場合はその前日の午後5時）～当日	食事数の減の場合は、減となる食事代の全額を徴収（変更前の食事数を提供）。 食事の取り消しの場合は食事代の全額を徴収。
※台風・地震・大雪などの災害により、大山青年の家近辺の交通機関の不通等により開所できない場合は、食事代を徴収しない。 ※利用者の地域で地震、噴火等予測不可能な災害が発生し、入所できない場合は、食事代を徴収しない。	

2 食事の献立決定、材料購入及び調理

- (1) 1日当たりの栄養摂取量は、厚生労働省が定める最新の食事摂取基準を目安とする。
- (2) 1食当たりの材料購入費は、1食当たり給食費のおおむね2分の1とする。
- (3) 給食会は、鳥取県と連携して入所者との食事前打ち合わせを行い、野外炊飯、赤松の池など所外での給食、利用団体が重なった場合などの給食について、適切な献立を検討し実施すること。
- (4) アレルギー対応について、鳥取県と連携して入所者情報を事前把握して適切に対応すること。

- (5) 豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地元ならではの豊かな味覚や文化の香りあふれる献立を極力工夫して提供するように努めること。
- (6) 食材は、地産地消推進のため、極力、地元の産品を中心とした県内産品を用いること。なお、過度に加工した食材は避け、鮮度の良い衛生的なものを選択するように常に配慮し、特に有害なもの又はその疑いのあるものは避けること。
- (7) 食材の検収に当たっては、食材の品質、鮮度、包装容器等の状況、異物の混入、品質保持期限（賞味期限）等の表示などについて十分に点検を行い、記録し、これを保存すること。
- (8) 従業員は、清潔な被服を着用し、作業の前後には必ず手指を消毒して、常に清潔を保つこと。
- (9) 厨房内は常に清潔を保ち、食品に防虫、防そ等の措置を講じ、衛生的に保管すること。
- (10) 食器類は、使用の都度、消毒を行うこと。
- (11) 残飯、残菜その他汚物の処理を完全に行うこと。
- (12) 腸管出血性大腸菌O-157等による食中毒の発生防止に努めること。

3 利用者に対する食育の推進

- (1) 「食」は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものであることを十分に認識し、利用者に対し、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得させ、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進すること。
- (2) 豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」の重要性を十分に認識し、郷土の食材により調理した郷土料理を利用者に提供し、これを紹介すること。

4 その他業務

- (1) 委託業務の遂行に遅滞等が生じることがないように常に人員の確保に留意するとともに、委託業務実施上必要かつ十分な人員を配置し、適正な労務管理を行うこと。なお、従業員に鳥取県の遂行業務に支障を来す行為があった場合は、鳥取県は、給食会に対して委託業務の従事者の交代を求めることができる。
- (2) 従業員の健康診断を年1回以上、検便は月に1回以上必ず実施し、その結果を鳥取県に対し直ちに報告すること。ただし、伝染病の発生しやすい時期には、月2回の検便をするほか、さらに疑わしいときは随時行うこと。
- (3) 従業員の健康状態に留意し、伝染病の場合はもとより、その疑いのある場合又は鳥取県の指示を受けた場合は、これを就業させてはならない。
- (4) 従業員に対し、定期的な衛生面及び技術面の教育及び研修を実施するとともに、従業員の被服、言動が児童、生徒、青年に及ぼす影響の大なることを自覚し、品位を保つよう指導すること。